

令和7年度第4回社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども権利擁護部会（令和7年9月4日（木））

報告事項：「児童福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴う福岡県社会福祉審議会
児童福祉専門分科会こども権利擁護部会への新たな報告事項について

こども福祉課：（資料の説明）

堺 委 員：ここに記載されている分野で起こった事項の報告がすべて上がってくるということか。

こども福祉課：そのとおり。現在は当課所管の施設の報告が主になっているが、対象が増えると件数がどれくらいになるかなど見えないところがある。今年の10月1日から法施行のため、次回以降の報告対象となる。

松崎副会長：調査が大変そうである。

こども福祉課：実際に（関係機関に）周知をして、このシステムがどの程度使われていくかはこれからとなるため、今後、件数などを勘案しながら、また委員の皆様に諮らせていただきたい。今回は事前の報告である。

（終了）